

# 下関市多子世帯副食費軽減事業に係る副食費助成金交付要綱

令和2年2月27日

改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化対策として多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、対象児童が特定教育・保育施設に通所した場合に当該対象児童の扶養義務者が支払うべき副食費に係る助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、対象児童とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 当該年度の初日の前日における年齢が満20歳に満たない者（以下この号において「扶養児童」という。）が3人以上いる場合の小学校就学前子ども（扶養児童のうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項の規定により、法第19条第1項第2号に係る認定を本市で受けた子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）
- (3) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育又は法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を利用する小学校就学前子ども
- (4) 市町村民税所得割課税額（扶養児童の扶養義務者又は当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る所得割課税額の合計額をいう。）が97,000円未満の世帯に属する者

2 この要綱において、副食費とは、対象児童の扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号の規定により支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用をいう。

(対象者)

第3条 市長は下関市内に住所を有する扶養義務者に対し、助成金を交付する。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、多子世帯応援保育料等軽減事業費補助金交付要綱(平成27年6月5日付け平27こども政策第90号)別表4中の補助基本額の範囲内で、市長が決定する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする扶養義務者は、市長が別に定める期日までに下関市多子世帯副食費軽減事業助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 特定教育・保育施設に支払った副食費の額を証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長は、その必要がないと認めたときは、同項第1号に定める書類の申請書への添付を省略させることができる。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、予算の範囲内において助成金の交付決定を行い、下関市多子世帯副食費軽減事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を当該申請をした扶養義務者に通知するものとする。

2 市長は、第1項の審査により、助成金の交付が適当でないとき、その旨を当該申請をした扶養義務者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた扶養義務者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は市長が助成金を交付することが適当でないとき、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の給付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を給付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、扶養義務者に対し質問をし、報告を求め、必要な指示をし、又は関係書類を検査することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月27日から施行し、令和元年10月1日以後の支払に係る副食費から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



### 3 利用実績

対象月	副食費 A	基準額 B	副食費Aと基準額Bを 比較して小さい額 C
4月	円	4,500円	円
5月	円	4,500円	円
6月	円	4,500円	円
7月	円	4,500円	円
8月	円	4,500円	円
9月	円	4,500円	円
10月	円	4,500円	円
11月	円	4,500円	円
12月	円	4,500円	円
1月	円	4,500円	円
2月	円	4,500円	円
3月	円	4,500円	円
計			円
助成金申請額 (上記 C の合計×1/2)		円	

### 4 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫							本店 支店
種別	1 普通預金			2 当座預金				
口座番号								
(フリガナ) 口座名義人								

※対象児童が複数いる場合は、児童1人につき、一部作成してください。

※対象月の副食費の領収書を添えて、申請してください。

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年（ 年） 月 日

（宛先）

下関市長

印

下関市多子世帯副食費軽減事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度下関市多子世帯副食費軽減事業助成金を下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 園名
- 2 園児名
- 3 交付対象期間
- 4 交付決定額
- 5 備考